

あさぎり町新型コロナウイルス感染症対策商工業等経営支援補助金交付要綱

令和3年3月25日

告示第25号

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響で売り上げが減少したあさぎり町内の商工業等（商工業、小規模事業者及び個人事業者をいう。）の事業を継続するための支援の補助について、あさぎり町補助金等交付規則（平成15年あさぎり町規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 商工業等（医師、歯科医師、助産師、個人農林業者、協同組合等の組合、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等を除く。）であって、あさぎり町内で令和元年12月1日以前から主たる事業所（本社、本店）を有して事業を営んでいるもの。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、平成31年1月から令和元年12月までと令和2年1月から令和2年12月までの事業収入を比較して10%減収し、かつ売り上げが前年同2か月間または前々年同2か月間比で、15%以上減収したもの。なお、比較対象期間は令和3年1月から12月までとする。

(3) 補助対象者に市町村税、国民健康保険税の滞納がなく、あさぎり町暴力団排除条例(平成23年条例第20号)第2条第1号又は第2号に該当しないもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条第2号に規定する売上減収率に応じた額で、別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、あさぎり町新型コロナウイルス感染症対策商工業等経営支援補助金交付申請書（様式第1号）にあさぎり町商工会が発行する売上高等証明書を添えて町長に提出しなければならない。

2 新型コロナウイルス感染症対策商工業等経営支援補助金の申請期間は、令和3年4月1日から令和4年2月28日までとする。

(補助金の交付決定等)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその実情を調査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付決定

をするものとする。

- 2 町長は前項の決定を行ったときは、その結果をあさぎり町新型コロナウイルス感染症対策商工業等経営支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により当事者に通知するものとする。なお、この通知書をもって、交付の額の確定通知とみなす。

（補助金の請求）

- 第6条 交付決定の通知を受けた者は、あさぎり町新型コロナウイルス感染症対策商工業等経営支援補助金交付請求書（様式第3号）により、町長に請求するものとする。

（補助金の返還）

- 第7条 町長は、補助金の交付を受けた者が虚偽又は不正な方法によって交付を受けたと認めるときには、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1

減収率 区 分	15%以上～30% 未満 補助金額	30%以上～50% 未満 補助金額	50%以上 補助金額
法 人	300,000 円	500,000 円	1,000,000 円
個 人	150,000 円	250,000 円	500,000 円